

※健保組合使用欄	
任継記号番号	800 —
取得年月日	年 月 日
喪失予定年月日	年 月 日
標準報酬月額	千円

決裁	常務理事	事務長	課長	係長	主任	係員

## 健康保険任意継続被保険者資格取得申出書

被保険者証の記号・番号	—	氏名	
性別	男・女	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
被保険者住所	〒 — 電話 ( ) 携帯電話 — —		
資格喪失年月日(退職日の翌日)	令和 年 月 日	資格喪失時の標準報酬月額	千円
資格喪失の際使用されていた事業所	名称		
	所在地		
被扶養者の有無	有・無	※有の場合は被扶養者異動届及び、必要書類を添付してください。	
保険料の支払方法 (○をつけて下さい)	毎月 ・ 半年分前納(年2回) ・ 年間分前納		
備考欄			

下記の注意事項を確認・了承のうえ資格取得の申出をいたします。

令和 年 月 日

被保険者氏名

### 【注意事項】

- この申出書は資格喪失日(退職日の翌日)より20日以内(必着)に健保組合へ提出してください。
- この申出書を提出する時は初回保険料と現住所が確認できる書類(免許証・住民票等)の写しが必要です。また、扶養家族がみえる場合は別途『被扶養者異動届』および必要書類が必要となります。
- 任意継続の加入期間は最長で2年間です。
- 下記の場合、任意継続の資格を喪失しますので、保険証を速やかに返納してください。  
①2年間の加入期間が満了した時(満了日の翌日) ②強制又は任意適用事業所の被保険者になった時(その日)  
③保険料を毎月納付の納付期日までに納めなかった時(納付期日の翌日) ④被保険者死亡の時(死亡日の翌日)  
⑤後期高齢者医療保険制度の被保険者になった時(その日)  
⑥任意継続被保険者でなくなることを希望する旨の申し出があった時(申し出の受理された月の翌月1日)  
なお、資格喪失事由が②・⑤・⑥に該当する場合は別途『資格喪失申出書』の提出が必要になります。
- 標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額か、当組合全被保険者の平均標準報酬月額のいずれか低い額に決定されます。保険料率や平均標準報酬月額に変更があった場合は保険料の額も変更されます。
- 保険料の前納制度があります。前納の場合、納付金額の割引があります。希望される場合は申請時に支払い方法を選択してください。
- 加入手続き終了後、健康保険証と翌月以降の保険料納付書を交付します。保険料の納付期日は毎月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)となっており、納付期日までに保険料の納入がなかった場合は、資格喪失となります。(この場合の資格通知は月末頃の郵送となります)
- 個人情報を含む書面等(納付書等)を送付しますので、住所、氏名などの変更があった場合は、それを証明できる書類を添付して必ず届出をしてください。
- 被保険者の記号番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は備考欄にマイナンバーを記載してください。  
**被保険者証の記号番号を記載された場合は不要です。**  
(マイナンバーを記載した場合は、個人番号確認、本人確認をするための添付書類が必要です。)

# 任意継続被保険者について

一定の要件を満たす被保険者個人が、退職後に任意で最長2年間加入することができ、届出・保険料の納付・喪失の際の保険証返還などの義務を加入者自らが負うことになっています。

## 1. 加入条件

- ①健康保険の被保険者加入期間が退職日まで継続して2カ月以上あること。
- ②資格喪失の日(退職日の翌日)より20日以内に加入申請をすること。

## 2. 手 続

手続きの際には以下のものが必要です。

- ①健康保険任意継続被保険者資格取得申出書
- ②最初の月の保険料(月をまたいだ時は2カ月分)
- ③住民票または運転免許証の写し(現住所が確認できるもの)
- ④被扶養者を引き続き扶養する場合は健康保険被扶養者異動届。  
※16才未満の子および全日制高校に在学の子以外の親族の扶養には収入の証明・在学証明など被扶養者として認定するための書類の添付が必要です。

なお、加入手続きは事業主からの資格喪失手続きが完了後に行われます。

## 3. 被保険者期間

任意継続の加入期間は最長2年間と定められており、下記喪失理由該当の場合に資格喪失となります。

## 4. 資格喪失

下記の項目に該当すると任意継続の資格を喪失します。

- ①加入期間を満了したとき(満了日の翌日)
- ②強制または任意適用事業所の被保険者になったとき(その日)
- ③保険料を毎月納付の納付期日までに納めなかったとき(納付期日の翌日)
- ④死亡のとき(翌日)
- ⑤後期高齢者医療制度の被保険者になったとき(その日)
- ⑥任意継続被保険者でなくなることを希望する旨の申し出があった時  
(申出書の受理された月の翌月1日)

## 5. 保険料

保険料の額 標準報酬月額 × 保険料率 = 保険料額

- (1) 保険料率は在職中の人と同様に健康保険組合で定められた料率です。(40歳以上65歳未満の方は介護保険が加算されます) 今までは会社と折半負担でしたが、個人加入になるため全額負担となります。
- (2) 標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額か、前年(1月から3月までの標準報酬月額については前々年)9月30日における当組合全被保険者の平均標準報酬月額(2024年度は360千円)のいずれか低い額に決定されます。
- (3) 保険料率や平均標準報酬月額に変更があった場合は保険料の額も変更されます。被保険者の収入の増減による変更は有りません。

## 6. 納付について

- (1)最初の月(月をまたいだ時は2カ月分)の保険料は加入手続きの際に納付していただきます。
- (2)加入手続き終了後、健康保険証と翌月以降の保険料納付書を交付します。納付書には納付期日毎月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)が記載されていますのでお確かめ下さい。  
注) 毎月納付の納付期日までに保険料の納入がなかった場合は、自動的に資格喪失となりますのでお気をつけ下さい。
- (3)保険料の前納制度があります。  
前納できるのは、加入当初は年度の区切(9月または3月まで)ですが、次年度からは半年もしくは一年のいずれかを選択して前納できます。前納の場合、納付金額の割引があります。  
希望される場合は申請時に支払い方法を選択して下さい。

## 7. その他

- 個人情報を含む書面等(納付書等)を送付しますので、住所、氏名などに変更があった場合は、それを証明できる書類を添付して必ず届出をしてください。
- 資格喪失の時は、当組合まで健康保険証を速やかに返還してください。  
資格喪失項目の②・⑤・⑥の場合は申出書の提出が必要となりますので、健康保険組合までご連絡ください。④の場合は死亡日の確認できる公的書類の写しをご提出ください。
- 資格喪失項目の③に該当した場合、喪失通知は月末頃の郵送となります。